



埼玉県母子寡婦福祉連合会情報紙
 発行：(公財)埼玉県母子寡婦福祉連合会
 〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5
 埼玉県浦和合同庁舎内
 TEL 048-822-1951 FAX 048-822-1955
 ホームページ <http://www.saiboren.or.jp>
 メールアドレス info@saiboren.or.jp
平成 26 年 2 月 号

～新しい年を迎えて～

会長 是枝 くみ子

平成26年もひと月経ちましたが、ひとり親家庭の皆様方も新たな気持ちで午年を迎えられたことと存じます。振り返ると、昨年はいひとり親家庭に関連する重要な法律が成立、施行され、国の答申が出された年でした。平成25年3月1日には「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が施行され、6月19日には「子どもの貧困対策法」が成立しました。更に8月23日には社会保障審議会の専門委員会から「ひとり親家庭への支援の在り方についての中間まとめ」が公表されました。これらの概要についてはその都度「ひまわり」でもお伝えしてきたところです。今年は、これらの法律や答申に基づき、国、県、市町村において様々な施策が検討されることが期待されます。

当連合会も昨年4月に公益財団法人に移行できました。公益法人は税制上の優遇措置がある代わりに、不特定多数の方々を対象に公益事業を実施することが義務付けられています。それは、会員さんだけを対象にするのではなく、広くひとり親家庭の皆様を対象に活動することを意味しています。

そのため、各福祉会でも、会員さん以外のひとり親家庭の皆様も念頭に活動するように心がけていただきたいと思います。そのことを通じて会員の拡大も図れると思います。

母子寡婦福祉会の活動の原点は共助の精神にあると思います。お互いの悩みを打ち明けながら問題を解決し、元気に明るく仕事や子育てに取り組んでいくように助け合うことが、会の活動の意義だと思います。

各福祉会の皆様におかれましては、母子部と寡婦が協力し、地域のひとり親家庭の皆様にも声かけをしながら、会員同士、又、母親同士のつながりを強く持ち、子供たちの幸せを目標に今年も活動していきましょう。

「ひとり親家庭のための研修会・子育て支援セミナー」を開催します(参加費無料)

1日時 平成26年3月16日(日) 午後1時から4時まで

2場所 With You さいたま 視聴覚セミナー室
 (ホテル プリランテ武蔵野 4階 JRさいたま新都心駅徒歩5分・北与野駅徒歩6分)

3内容 第1部 研修会：テーマ「私の引き継ぎノート」

～自分の思いを伝える遺言書の作成をつうじて相続の基本的知識が分かります～

講師 埼玉りそな銀行 ファイナンシャルプランナー

第2部 子育て支援セミナー：テーマ「気になる子どもの教育資金」

～いくらかかるの？あなたの疑問にお答えします～

講師 埼玉県東部中央福祉事務所 女性相談員



4対象 ひとり親家庭の親及び寡婦 定員 50名(応募者多数の場合は抽選)

5申込方法・締切り 3月3日(月)までに、①郵便番号・住所②氏名③年代④電話番号⑤「セミナー希望」を明記の上、はがき、FAX、メールまたは電話でお申し込みください。

6申込・問合せ 〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎内 (公財)埼玉県母子寡婦福祉連合会
 TEL048-822-1951 FAX048-822-1955 メール info@saiboren.or.jp 担当 尾形(平日9時～5時)

母子連今後の動き

- 2月23日(日) 観劇会 於・明治座
- 3月9日(日) 埼玉県母子寡婦福祉連合会 第2回定時理事会
- 3月16日(日) ひとり親家庭のための研修会・子育て支援セミナー
 於・WithYouさいたま
- 3月16日(日) 全国母子寡婦指導者研修会 於・アワーズイン阪急
- 3月23日(日) 埼玉県母子寡婦福祉連合会 第3回臨時評議員会
- 3月28日(金) 埼玉県母子寡婦福祉連合会 第4回臨時理事会



働くママの時短レシピのアイデアを募集
 します。こんなにおいしくて簡単！という
 レシピを教えてください。

ばあばの知恵袋も大歓迎！

e-mail info@saiboren.or.jp





児童虐待への視点
～子供たちの健全な成長を願って～

十文字学園女子大学教授 栗原直樹

この度、監事に就任しました栗原です。専門の児童福祉、とりわけ虐待についてどのような見方があるかお伝えたいと思います。平成12年に児童虐待防止法が施行されてから10年以上経過しましたが、児童虐待認知件数が平成24年度は60,000件を超え、増加の一途と言える状況です。

ここで虐待について、従来研修会で話された内容を繰り返しても仕方がありませんので、やや角度の違う切り口で考えてみたいと思います。虐待認知件数ですが、これは厚労省の統計で全国の児童相談所が受け付けたものです。

平成17年度からは市町村も児童相談を受け付けていますので、同様な虐待の統計があります。児童相談所の3分の2程度の件数ですが、あまり表面に出てきません。処理として児童相談所送致もありますので一部は同じケースが重なっています。この平成17年度の法正施行は児童相談所への相談件数が市町村にも向けられ減少するのではないかと期待されましたが、児童相談所の件数は相変わらず増加しています。

しかし、法律ができる平成12年以前は児童虐待がなかったということではありません。ただ、公的な統計がなかっただけです。実は昭和60年代から全国の児童相談所では児童虐待への取り組みを行っていましたが、都道府県によりまちまちで、「わが県には児童虐待などレベルの低いものではありません。」というような全くの勉強不足としか言いようのない児童相談所もありました。

ゆえに虐待の定義が法律によって定められたことによって認知され、統計報告されることになりました。法制定初期の頃は児童相談所によって解釈の違いから件数は上がりませんでした。徐々に件数が増える中で、法改正(DV家庭の子どもは心理的虐待を受けているというもの)により、心理的虐待が急に増えたりしました。最近の乳幼児の死亡事例から、母親によるネグレクト(放置・拒否)が問題になり、ネグレクト件数が増加しています。

一方、死亡事例は全国統計20,000件台の時代から例年50件前後ということで変化がありません。つまり認知通告する立場、受理する立場の認識によって通告件数は大きく変化し、内容的には軽微の通告が増えてきたということです。軽微だからいいというのではなく、早期対応で子どもを守ることができ、この分野は幾分進歩していると言えます。

また、保護先の児童養護施設等に対して里親が少ない状況でしたが、近年は里親委託を増やす施策が強化されています。施設より里親委託が子どもにとって良いことは児童福祉法が実施される以前からわかっていることですが、近年の国連子ども権利委員会の施設依存傾向が大きすぎると指摘や国の財政難(里親の方が施設より公的費用がかからない)が、方向転換を促してきたと言えます。このように違う切り口からみると、次の動向が見えてくるかもしれません。機会がありましたら他の事柄についてもお話ししたいと思います。

母子寡婦福祉法等の改正が検討されています

社会保障審議会児童部会の第7回「ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会」が1月20日に開催され、会議資料が厚労省のホームページにアップされました。昨年8月23日の中間まとめに基づき、専門委員会事務局案が示されています。専門委員会事務局で検討中のものであり、今後、変更・修正があり得るとされていますが、主な改正検討点は以下のとおりです。

①法律名を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称する。②母子自立支援員を「母子・父子自立支援員」に改称する。③児童扶養手当に関し、公的年金を受給できる場合の併給制限を見直し、年金額が手当額を下回る時はその差額分の手当を支給する。④母子福祉資金の貸付対象を父子家庭にも拡大する。⑤「高等職業訓練促進給付金」、「自立支援教育訓練給付金」について非課税とする。などが大きな改正事項としてあげられます。

また、総合的な支援のための相談窓口の整備として、「母子自立支援員に加え新たに就業支援専門員を配置し、ワンストップで総合的・包括的な支援を実施することや就業支援の充実強化として「個々の状況に即した自立支援プログラムの策定の拡充」さらに子どもへの支援の推進として「児童訪問援助員(ホームフレンド)」の派遣拡充や「学習支援ボランティア事業」の拡充などがあげられています。

事業の拡充は来年度予算成立により、法律の改正は第186通常国会での審議・成立により実施、施行されることとなります。期待しましょう!!

これらの制度改正が実施される背景には、上記専門委員会に全国母子寡婦福祉団体協議会理事が委員として参画していることも大きく影響しています。

全国母子寡婦福祉団体協議会は都道府県、政令指定都市の母子寡婦福祉連合会によって構成され、母子寡婦福祉連合会は各市町村の母子寡婦福祉会によって構成されています。各市町村の母子寡婦福祉会がなければ、結果として国の専門委員会に当事者団体の意見が反映されることはないでしょう。当事者団体の声を国の施策に反映させるためにも、ひとり親家庭の皆様が各地の母子寡婦福祉会の会員になっていただくようお願いいたします。(事務局)



あなたも母子福祉会に入りませんか！ お問い合わせ (公財)埼玉県母子寡婦福祉連合会 事務局

TEL048-822-1951 受付:平日9時~5時 e-mail info@saiboren.or.jp <http://www.saiboren.or.jp>